

令和4年度

大阪府内部統制評価報告書

審査意見書

令和5年10月

大阪府監査委員

令和4年度 大阪府内部統制評価報告書 審査意見

1 審査の対象

令和4年度大阪府内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による審査は、評価報告書について、知事による評価が適切に実施されているかを主眼として実施した。

3 審査の実施内容

評価報告書について、地方自治法第150条第1項の規定により知事が定めた方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料その他監査等によって得られた知見に基づき、大阪府内部統制評価報告書審査基準（以下「審査基準」という。）及び大阪府内部統制評価報告書審査実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき審査する限りにおいて、知事による評価が適切に実施されているかについて審査した。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、知事の評価の過程で把握された不備については改善又は是正がなされており、評価報告書の評価手続の記載及び評価結果の記載に不適切な事項は見受けられず、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、知事の基本方針に定められた目的及び取組の方向性に沿って実施されていると判断した。

5 意見

上記に加えて、今後の内部統制の充実に資するため、下記のとおり意見を付する。

大阪府では、新型コロナウイルス感染症無料検査事業における補助金等の多額の不正受給等があった。これらについては返還を求め、仮に返還が実施されない場合は厳正な対処を講じるとのことである。しかしながら、このような事案は、府民の府政に対する信頼を大きく損なうおそれがあり、未然に防止できるような取組や仕組みがあることが望ましい。そのため、今後、内部統制の整備・運用について改善すべき点がないか検証を行い、業務の態様や必要性に応じて再発防止に向けた一層の工夫を講じられたい。

審査の過程

1 審査計画の策定

実施年月日	内 容
令和5年7月25日	令和5年度内部統制評価報告書審査計画を策定

2 監査委員と評価部局等との意見交換会

実施年月日	内 容
令和5年3月24日	令和3年度内部統制評価報告書審査意見への対応 内部統制評価手順とスケジュール案について
8月25日	令和4年度内部統制評価報告書（案）について

3 審査内容について

(1) 根拠規定等

大阪府内部統制評価報告書審査基準
大阪府内部統制評価報告書審査実施要領
事務局審査の手引

【府ホームページ リンク先】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansa/kankeihourei/index.html>

(2) 審査の手法

上記の根拠規程等に基づいて、評価部局から提出のあった知事部局内139所属分の関係資料を全件確認するとともに、必要に応じてヒアリング等を実施した。

なお、ヒアリング等を実施した所属は、P3資料のとおりである。

資料

ヒアリング等を実施した所属（知事部局内 139 所属中、下記 25 所属）

部局名	所属名	実施期間	備考
政策企画部	危機管理室	令和5年8月23日 ～9月6日	
	企画室		
総務部	契約局		
財務部	税務局		
	豊能府税事務所		
	泉南税事務所		
スマートシティ戦略部	スマートシティ戦略総務課		
	旧 デジタル行政推進課		行政DX推進課 に対して実施
府民文化部	文化・スポーツ室		
	日本万国博覧会 記念公園事務所		
IR推進局	企画課		
福祉部	女性相談センター		
	富田林子ども家庭センター		
健康医療部	守口保健所		
	こころの健康総合センター		
商工労働部	商工労働総務課		
	南大阪高等職業技術 専門学校		
環境農林水産部	農政室		
	流通対策室		
	南河内農と緑の総合事務所		
都市整備部	河川室		
	池田土木事務所		
	住宅建築局住宅経営室		
	住宅建築局建築指導室		
大阪都市計画局	拠点開発室		

※ 内部統制評価報告書の審査に先立ち、今年度の上半期実施の定期監査において、知事部局の本庁全所属に対し、各所属での内部統制推進の取組みなどについてヒアリング等を実施した。

また、推進部局である内部統制推進会義、評価部局である法務課に対しては、随時、ヒアリング等を実施した。